

令和3年度第3回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日時：令和3年12月13日（月）午後2時～

会場：上越市役所第一庁舎4階 401会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画（案）について

…資料No.1、2 ※事前配布

4 その他

(1) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針（改正案）について（非公開）

…資料No.3～5 ※事前配布

5 閉会

令和3年12月13日開催
令和3年度第3回人にやさしいまちづくり推進会議
資料No.1

上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画（案）への推進会議での意見等と対応

令和3年11月16日（火）

令和3年度第2回人にやさしいまちづくり推進会議

第1章 計画策定の趣旨と背景

記載頁	項目	内容	対応案
P2	1 計画の趣旨	「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを…」とあるが、新たに上越で暮らし始めた人は、「住み慣れて」はいないので、違う言葉に置き換えた方がよいと思う。	誰でも安心して暮らせることが大切であることから「住み慣れた」を削除。

第2章 推進計画の概要

記載頁	項目	内容	対応案
P11	1 計画の目的	注釈の「高齢者や障害のある人等」について、見た目で配慮が必要な方と判断できない方もいるため、このことも含め記載することにより意識づけもできるのではないかと。	文末「…配慮を必要とする人。ただし、外見ではわからない障害のある人等の方もいることから、誰でも助けを必要とする。」と加筆。
P11	2 計画の基本方針	基本方針や施策について、「現状」の何に基づいた方針なのか、関係性が見てわかるものがあるとよい。	計画の基本方針及び施策の骨子については条例の基本方針及び施策等の整備の条文に基づき設定しているので、文言はこのままとしたい。
P11	2 計画の基本方針	（例として）4 誰もが健康に暮らせるまちづくりにおいて施設の充実、障害者、介護支援とうたわれているが、健康に対する意識づけのため、「情報の提供」をすることを考えてはどうか。	当条例では、保健、医療、福祉に関するサービスの効果的な提供をうたっているものであり、個別施策での対応としたい。

第3章 現状と課題・施策の方向

記載頁	項目	内容	対応案
P16	1 誰もが理解し合えるまちづくり -前文	「互いを尊重し…」とあるが、カッコ書きで（自身の考えを押し付けず）と加筆してはどうか。	「尊重する＝相手の考えを重んじること」 二重の表現であるため記載せず。
P19	1 誰もが理解し合えるまちづくり -3 施策の方向	「誰もが相手の特徴を認め合い…」とあるが、「特徴」というと、非常に良い部分として捉えがちであるので、障害を持った人等であれば「特質」として表現してはどうか。「特徴（特質）」または「特徴・特質」とすることでどうか。	「特徴や特質など」と修正する。 ※「特質」だけではないため

P26	4 誰もが健康に暮らせるまちづくり －前文	他項の方針には、現在の取組について記載されているが、「4 健康に…」のみ、過去（形）となっている。統一を。	現在取組んでいる事業であることから、進行形に修正。
P38	7 誰もが快適に暮らせるまちづくり －前文	前段、「実感する『物理的障壁』…」とあるが、多くの人は「段差」が全てよくないと誤解している。「危険な段差」の表現が正しい。	ここで言う「障壁」とは、本人にとってのバリアとなるものであるため、「本人が実感する」と加筆。
P42	8 誰もが移動しやすいまちづくり －前文	バスの運行システムの導入を前文で表現してはどうか。	担当課確認の結果、現在前文に列記している事項は維持・確保のための利用促進の取組であり、ロケーションシステムは利便性向上の取組であるため、並列表記せず、担当課で現在の取組に係る文面に修正。
P45	8 誰もが移動しやすいまちづくり －3 施策の方向	計画全体として、「高齢者、障害のある人…」に重きを置いているため、道路整備と移動については順番を前後してはどうか。	(1)と(2)の記載順入替。 併せて、P13「5 計画の施策体系」、P44「2 課題」を入替。

第4章 計画の推進体制

記載頁	項目	内容	対応案
P48	1「心のユニバーサルデザイン」の推進	「すべての人が、…もしもの時の自分という意識で接することが…」とあるが、「…自分に置き換えて考えて接することが…」としてはどうか。	自分事として意識してほしい主旨であり、それは誰にでも同じである意味から、「もしもの時の自分」を「誰にでも起こり得る」と修正。

令和3年12月13日開催

令和3年度第3回人にやさしいまちづくり推進会議

資料No.2

上越市第5次 人にやさしいまちづくり推進計画

(案)

誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち

令和4年度～令和8年度

上越市

目次

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画の趣旨	2
2 計画の背景	3
3 上越市人にやさしいまちづくり条例	5

第2章 推進計画の概要

1 計画の目的	10
2 計画の基本方針	11
3 計画の位置付け	12
4 計画の期間	12
5 計画の施策体系	13

第3章 現状と課題・施策の方向

1 誰もが理解し合えるまちづくり	16
2 誰もが学べるまちづくり	20
3 誰もが働けるまちづくり	23
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	26
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	31
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	34
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	38
8 誰もが移動しやすいまちづくり	42

第4章 計画の推進体制

1 「心のユニバーサルデザイン」の推進	48
2 市としての取組	49
3 市民の協力	50
4 事業者の協力	51
5 計画の進捗管理	52

資料編

◆ 上越市人にやさしいまちづくり条例	54
◆ 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果報告書	61

第 1 章 計画策定の趣旨と背景

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画の趣旨

上越市では、「上越市第6次総合計画」に掲げる将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」を掲げ、全ての市民が安全かつ快適な生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加できるような社会環境の整備を図るとともに、積極的にこれを推進しようとする市民らの意識の高揚を図り、もって誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指し、取組を推進しています。

本計画は、平成11年に制定した「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「ユニバーサルデザイン」※の視点も取り入れながら、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、計画を策定するものです。

これからも、「上越市人にやさしいまちづくり条例」の基本理念である、人としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、地域で安心して暮らせるまちをつくるために、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力、容姿の違いなどに関わらず、誰もがともに支え合い、助け合いながら、意識上の障壁を含むあらゆる障壁のないまちづくりに取り組むという考えの下、人にやさしいまちづくりを一層推進していきます。

※ユニバーサルデザイン

製品や建物、空間などをデザイン（計画・設計）する際、年齢・背格好・身体能力などを問わず、あらゆる人が利用可能なようにデザインしようとする考え方や手法のことを差す。

この考え方は、1990年代、米国を中心として急速に広まり、現在では21世紀の超高齢社会において、もっとも重要なデザイン手法であるとみなされている。

また、その適用範囲も、建築や福祉機器開発にとどまらず、広く、一般の製品開発や都市計画、公共施設計画、またインターネットなどの情報分野でも、ユニバーサルデザインを取り入れる動きが盛んになっている。

「ユニバーサルデザイン」の考え方は、アメリカの建築家で、自身も車いすを利用していた故口ナウド・メイス氏によって提唱されたものと言われており、以下の7原則から構成されている。

ユニバーサルデザインの7原則

- 1 だれでも利用できること（公平性の原則）
- 2 いろいろな方法を自由に選べること（柔軟性の原則）
- 3 使い方が簡単ですぐに分かること（単純性と直感性の原則）
- 4 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）
- 5 うっかりミスや危険につながらないデザインであること（安全性の原則）
- 6 無理な姿勢をとることなく、弱い力でも楽に使用できること（効率性の原則）
- 7 近づきやすく、使いやすいサイズ・広さになっていること（快適性の原則）

2 計画の背景

○世界の動き

昭和26（1951）年、北欧のデンマークにおいて社会福祉をめぐる社会理念の一つである「ノーマライゼーション」^{※1}の考え方が生まれ、昭和56（1981）年に国連総会が「国際障害者年」を制定したことをきっかけにノーマライゼーションの認識が広まるようになりました。一方、昭和47（1972）年に国連の臨時機関連絡会議において、障害者の社会参加を阻害する物理的・社会的な障壁（バリア）を除外（フリー）するための行動が必要との提案を受け、バリアフリーデザインに関する専門家会議（国連障害者生活環境専門家会議）において、「バリアフリーデザイン」が報告され、バリアフリー^{※2}という考え方が広がっていきました。

※1 ノーマライゼーション

知的障害児の生活環境等の改善運動を発端に考えられた理念。障害のある人や高齢者がほかの人々と等しく生活できる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

※2 バリアフリー

高齢者や障害のある人が、不便を感じないで生活できるまちづくりを目指し、バリア（障害となるもの）を取り除くこと。

○国内の動き

日本においては、昭和45（1970）年に障害者基本法が施行され、昭和61（1986）年には、将来の「高齢化社会」を見据えた「長寿社会対策大綱」、平成元（1989）年には「高齢者保健福祉推進10カ年戦略（ゴールドプラン）」が策定されるなど、バリアフリーという考え方が、ノーマライゼーションを実現するための手段であると同時に、障害のある人のみならず、高齢者などにも当てはまるものとして認識され始めました。

平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、まちのバリアフリー化が進められてきました。

平成17（2005）年に、社会資本整備、公共交通分野におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策展開について「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されたことを受け、平成18（2006）年には「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充し、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的に整備を推進することを定めた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。

近年では、2020年東京オリンピック、パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現に向けた機運の醸成が高まり、平成29(2017)年に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定され、障害の有無等に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを進めるなど、共生社会の実現に向けた施策を推進するため、令和2(2020)年にバリアフリー法が改正されました。

○新潟県の動き

新潟県では、平成3(1991)年に「新潟県における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、施設整備のための技術的標準を定め、県民の理解と協力を求めました。平成8(1996)年には「新潟県福祉のまちづくり条例」が制定され、県・市町村・事業者・県民の責務を明確化し、県民総参加による福祉のまちづくりの推進を図ることや、福祉のまちづくりに対する県民の理解の促進を図ることなど施策の基本方針が定められました。また、整備基準として、不特定多数の人が利用する建築物、官公庁庁舎、道路、公園など公共施設においては、高齢者や障害のある人などが安全かつ快適に利用できるための基準に適合した整備を行うこと、一定の規模の公共的施設の新設等に当たっては事前協議を要することなどの規定が設けられました。

平成16(2004)年には、「新潟県ユニバーサルデザイン推進基本指針」が策定され、県・市町村・事業者・県民が連携して、ユニバーサルデザインを取り入れることとしました。

また、平成24(2012)年1月には、ショッピングセンターなどの障害者等用駐車スペースにおいて障害のある方、高齢者、妊産婦の方等で、歩行が困難な方の適正な利用を確保することを狙いとした「新潟県おもいやり駐車場制度」を開始しました。

○上越市の動き

上越市では、全ての人がお互いに支え合い助け合いながら、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組むため、県条例とは別に、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。

この「上越市人にやさしいまちづくり条例」第7条に基づき、人にやさしいまちづくりを総合的に推進するため、平成13年に策定した第一次計画となる「人にやさしいまちづくり推進計画」に始まり、平成19年には「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を策定し、以降、市施設の新築、改修時には「バリアフリー」から一歩進めた「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、ハード面においても、ソフト面においても、全ての人にやさしいまちづくりに取り組んできました。

平成26(2014)年に策定した「上越市第6次総合計画」でも、その基本政策の一つに「市民が個性と能力を発揮できるまちの実現」を掲げ、引き続きユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。

3 上越市人にやさしいまちづくり条例

○条例検討の経過

平成10(1998)年10月に、市民、障害者団体、学識経験者、事業者、行政関係職員など、20人で構成された「上越市福祉のまちづくり条例(仮称)検討委員会」が設置され、3回にわたる検討の中で、条例に盛り込むべき事項等について意見が出されました。また、市役所内においても、総務部門・企画部門・健康福祉部門・産業部門・都市整備部門・教育委員会の各部門などを代表する20課の課長で構成する庁内連絡会議を設置し、検討委員会の意見を踏まえながら条例案を作成しました。

○条例の概要

上越市人にやさしいまちづくり条例には次のような特徴があります。

①人にやさしいまちづくりの理念の明確化

男性も女性も、老いも若きも、障害のある人もない人も、ともに支え合い、助け合いながら、障壁のないまちづくりを進めることなどを条例の前文に示しました。

②市・事業者・市民の責務の明確化

市・事業者・市民の責務を明記しました。

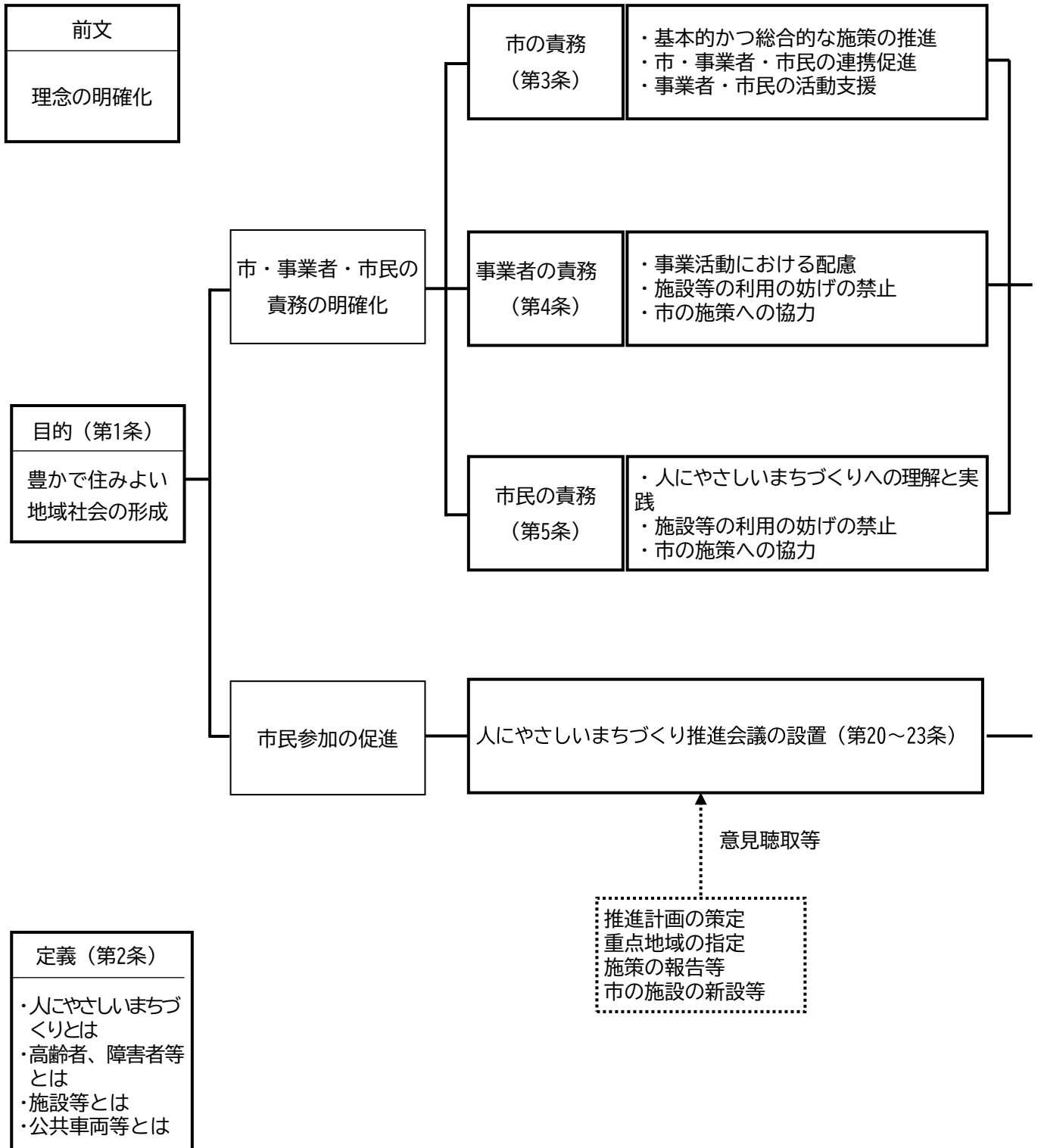
③総合的な施策の展開と実効性の確保

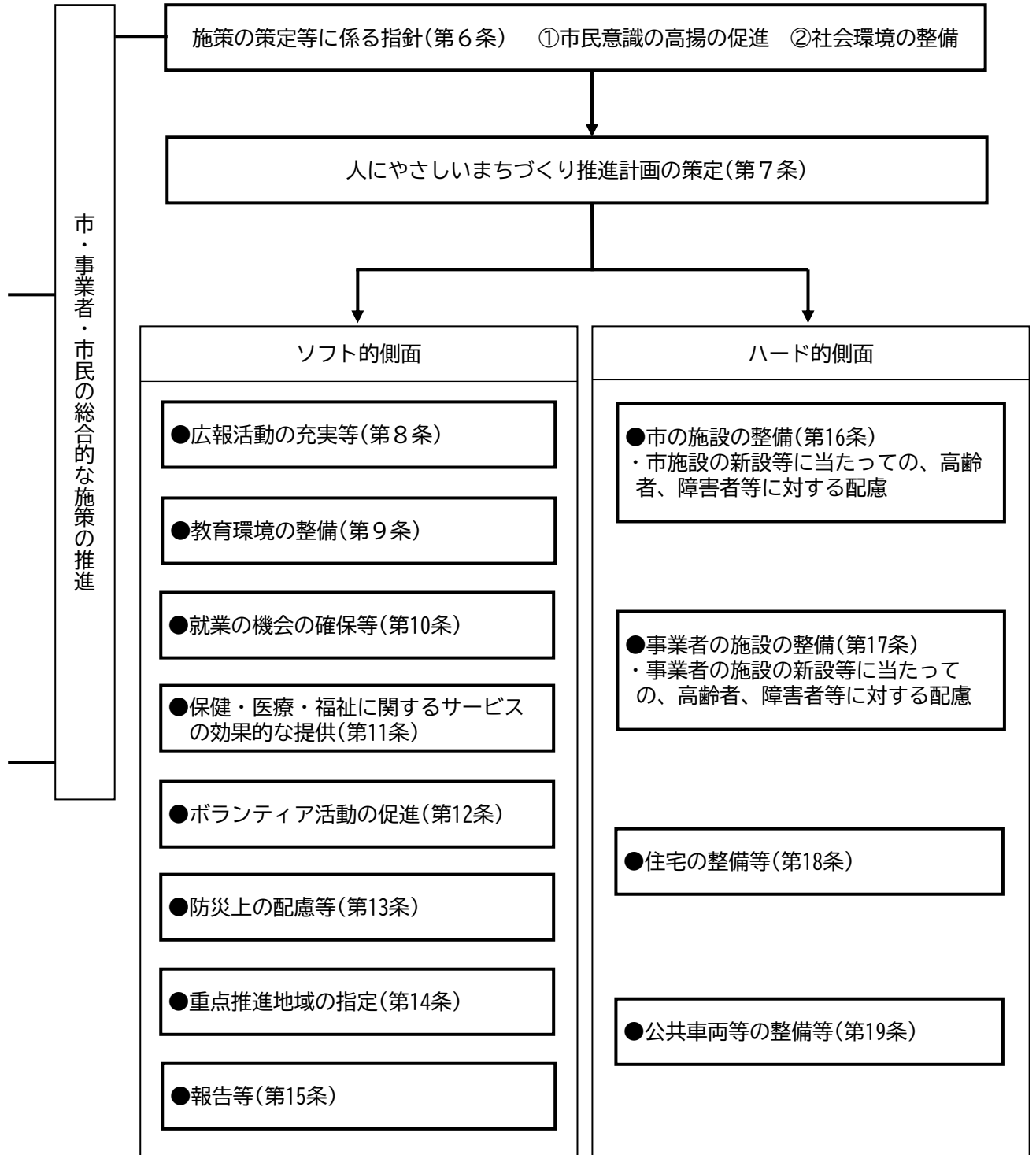
人にやさしいまちづくりの実効性を確保するために「人にやさしいまちづくり推進計画」の策定を明記しました。

④人にやさしいまちづくりにおける「開かれた市政」の具体化

高齢者、障害のある人、事業者等で構成される「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」を設置し、人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項の調査審議や意見を述べることについて、市民の参加を明記しました。

○上越市人にやさしいまちづくり条例概念図





第 2 章 推進計画の概要

第2章 推進計画の概要

1 計画の目的

～あらゆる障壁のないまちを目指して～

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、その前文において、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力や容姿の違いなどに関わらず、誰もがともに支え合い、助け合いながら、「あらゆる障壁のないまちづくり」に取り組むことを基本理念として明記しています。

市では、あらゆる障壁を次の4つの障壁に区分し、「取り除くべき障壁」としています。

意識上の障壁

自分とは無関係・自分とは違う人という思いやその人の実情を知らずに誤解し偏見を生むなど、無関心と無知による偏見や差別、かわいそうだから・自分より弱い人だからという憐みと同情の意識は、時に、心ない言葉や人間としての尊厳を傷つける行為に姿を変えます。このような「心の壁」は、たとえ無意識であっても、高齢者や障害のある人等*が社会参加をしようとするときの最大の障壁となります。

制度的障壁

障害があることを理由に資格・免許等を取得できない、点字などによる試験の対応ができないために入学・就職等ができない、性別により給与・昇進に格差があるなど、制度の不備や古くからの慣行などは「全ての人の参加」を阻む障壁です。

文化・情報面での障壁

高齢者や障害のある人、子ども、外国人など、情報入手の手段が限られてしまう人たちにとって、音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい絵文字やサイン表示がないなど、文化・情報面での配慮が十分でないと、社会生活を送る際に大きな障壁となります。

物理的障壁

歩道の段差、路上の放置自転車、乗降口に段差があるバスや電車、ホテルやスーパーマーケットなどの出入口の段差、狭く設備が整っていないトイレなど、これらは、車いすの利用者や身体機能の低下した高齢者のみならず、妊産婦やベビーカーを使用している人などにとっても、移動する際の大きな障壁となります。

「上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画」では、このような社会における障壁を取り除き、『高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること』に重点を置き、それが『誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちにつながる』という考えの下、その実現に向け施策を推進していきます。

※高齢者や障害のある人等（高齢者障害者等）

高齢者、障害者、子供、妊産婦その他の者で、日常生活及び社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人。ただし、外見ではわからない障害のある人等もいることから、誰でも助けを必要とする。

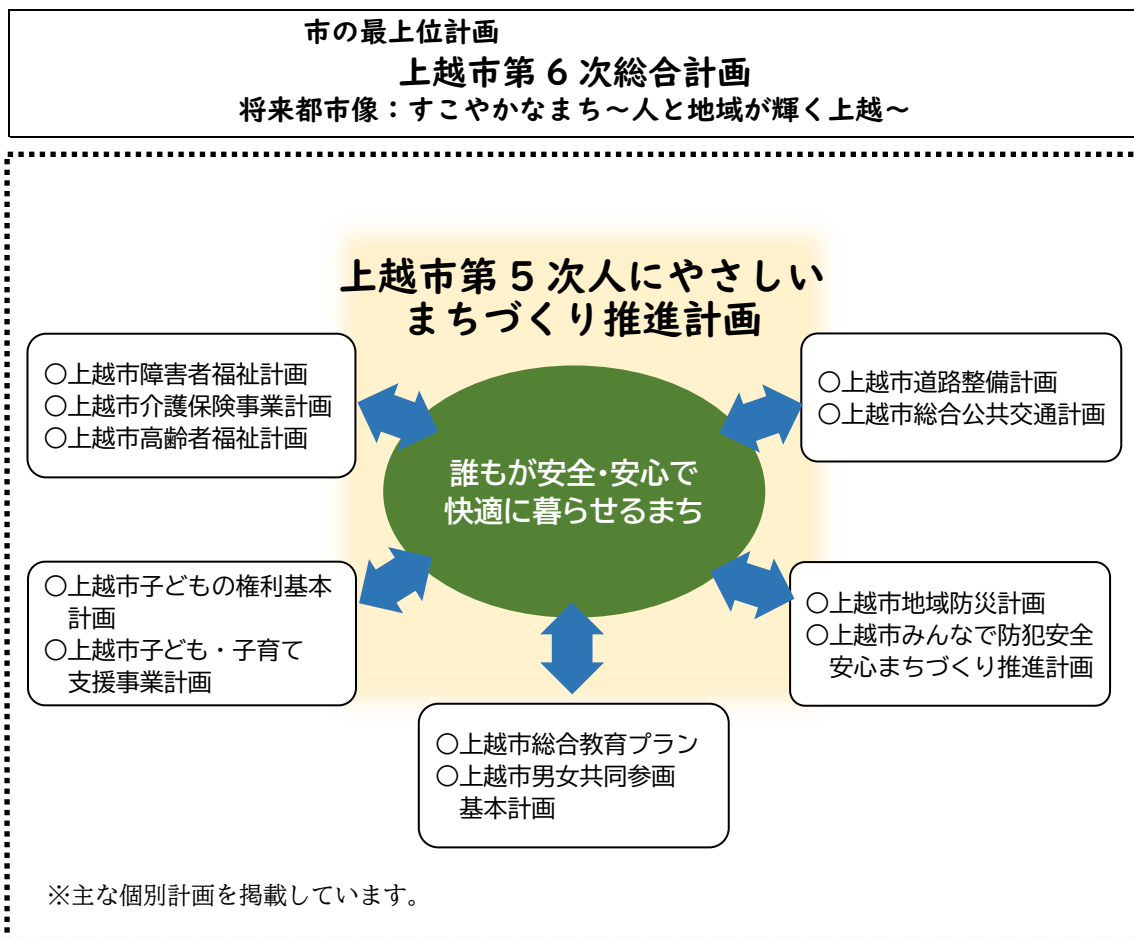
2 計画の基本方針

この推進計画では、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」の意見を踏まえて、次の8つの基本方針を設定しています。

「第5次人にやさしいまちづくり推進計画」の基本方針	「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づいて推進していく施策
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりに関する広報活動の充実、教育及び学習の振興に必要な施策の推進 (第8条 広報活動の充実等)
2 誰もが学べるまちづくり	学習機会の確保のために必要な施策の推進 (第9条 教育環境の整備)
3 誰もが働けるまちづくり	就業機会の確保、職場環境の整備に必要な施策の推進 (第10条 就業の機会の確保等)
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供に必要な施策の推進 (第11条 保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供)
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	事業者及び市民、市民活動団体によるボランティア活動に必要な施策の推進 (第12条 ボランティア活動の促進)
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災、除雪等における情報提供、避難施設等の確保等に必要な施策の推進 (第13条 防災上の配慮等)
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	市や事業者による安全かつ快適な利用のための施設や住宅の整備 (第16条、第17条、第18条 市の施設・事業者の施設・住宅の整備等)
8 誰もが移動しやすいまちづくり	公共車両等における安全かつ快適な利用のための施策の推進 (第19条 公共車両等の整備等)

3 計画の位置付け

この推進計画は、「上越市人にやさしいまちづくり条例」第7条に基づき策定するもので、あわせて、市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」の将来都市像である「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、本計画に関する市の各種個別計画との整合・連携を図りながら、人にやさしいまちづくりを進めていくものです。



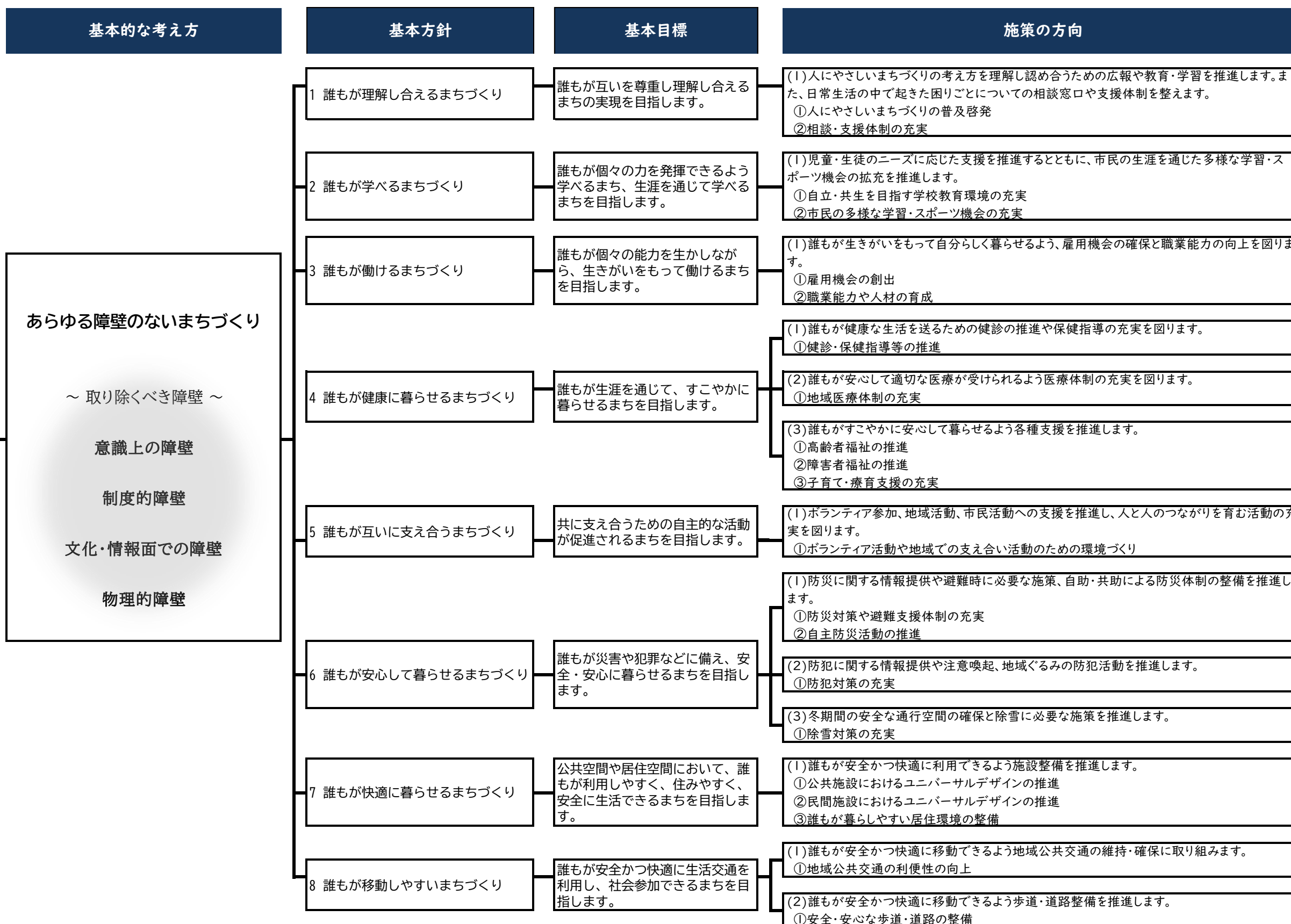
4 計画の期間

この推進計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

5 計画の施策体系

目指すべき人に
やさしいまちの姿

誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち



第3章 現状と課題・施策の方向

第3章では、人にやさしいまちづくりを目指す8つの基本方針ごとに次の事項を示します。

基本目標

基本方針の下、どのようなまちの姿を目指していくかを示したもの

現状・課題

各分野を取り巻く当市の現状と、市総合計画や人にやさしいまちづくり推進計画に基づくこれまでの市の取組を検証した中での課題

施策の方向

基本目標を達成するために必要となる施策の方向性

第3章 現状と課題・施策の方向性

1 誰もが理解し合えるまちづくり

基本目標

誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します

市では、あらゆる障壁のない誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちの実現を目指し、ユニバーサルデザインの考え方を市民に普及啓発するとともに、教員や市の職員を対象とした研修会を開催してきました。

また、公共施設の新設・改修の際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れた整備を進めるほか、誰もが分かりやすく利用しやすいサービスや情報の提供にも努めています。

「人にやさしいまちづくり」を進めていく上で、社会には「意識上の障壁」、「制度的障壁」、「文化・情報面での障壁」、「物理的障壁」の4つの障壁があるとされており、中でも取り除く必要性が最も高いものが「意識上の障壁」と言われています。

社会には、性別や年齢、国籍、受けてきた教育や宗教、生まれながらの能力や容姿、育った環境なども様々で多様な人々が暮らしており、上越市も例外ではありません。この多様性に立ちほだかる「障壁」を取り除くため、互いを尊重し、一人ひとりが多様な人のことを思いやることが自然なこととなるよう意識を変えていく、いわゆる心のユニバーサルデザインを育てていくことが大切です。

ここでは、「誰もが理解し合えるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

- 市民意識調査の結果では、市が「人にやさしいまちづくり」に取り組んでいることを「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人は合わせて14.8%で、年代別にみると、年代層が若くなるにつれて認知度が低くなっています。
- 関連する言葉の認知度については、「ユニバーサルデザイン」を知っている割合が39.3%で、年代別に見ると、10.20歳代で71.7%、30歳代から50歳代で50%前後の一方、60歳代で37.6%、70歳以上で21.0%となっており、若い世代で認知度が高い結果となっています。また、「バリアフリー」については、知っている割合が89.7%であり、70歳以上を除く全ての年代で、言葉と内容の認知度が90%以上に達しています。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

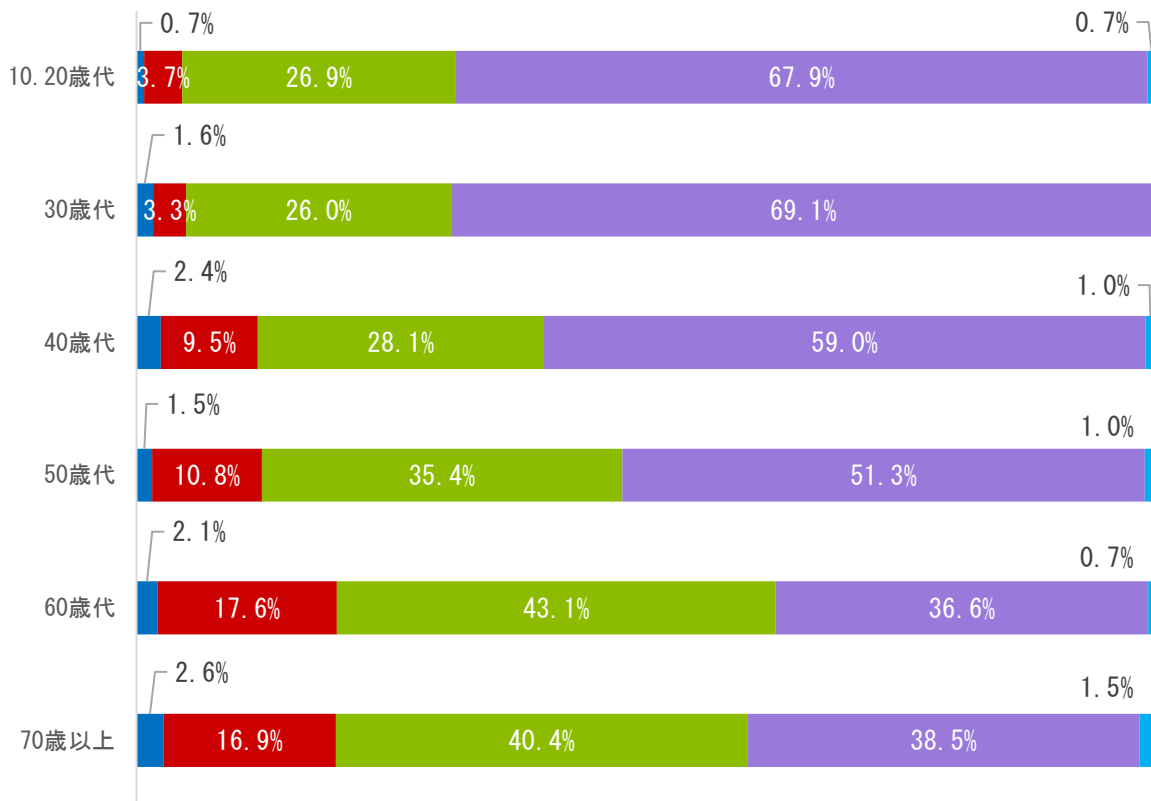
市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。あなたは、このことを知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体

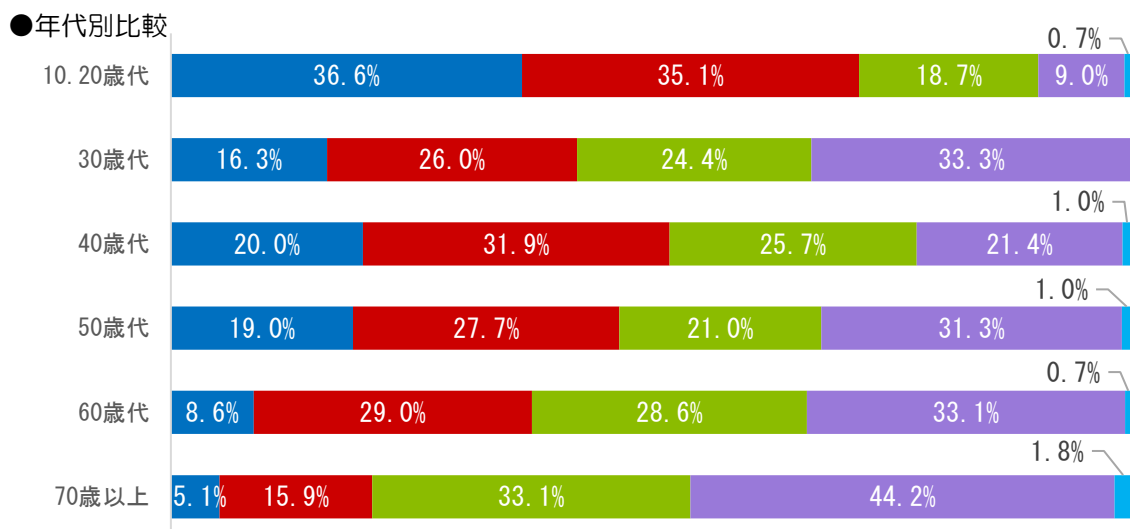


●年代別比較



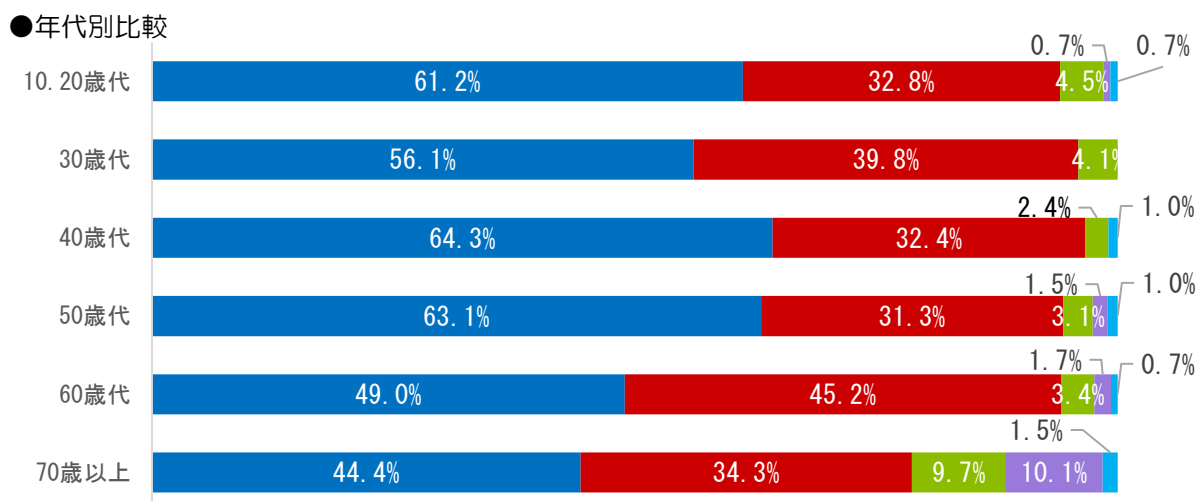
あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答



あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答



2 課題

- 多様な人々が共に暮らす社会において、あらゆる障壁のない、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちの実現のためには、バリアフリーの考えに留まらず、可能な限り「みんな」が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を市、事業者、そして市民一人ひとりが正しく認識し、それぞれの立場で取り組んでいくことが必要です。
- 中でも意識上の障壁・心の壁は、無意識であるものも含め、最優先で取り除かなければならないものであり、全ての人に正しい情報と理解が広まるよう、啓発活動に取り組むとともに相談・支援体制も整備していく必要があります。

3 施策の方向

- (1) 人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。

(共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、すこやかにくらし包括支援センター、こども課、学校教育課、市民相談センター、消費生活センター、広報対話課)

① 人にやさしいまちづくりの普及啓発

人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を広く普及し、誰もが相手の特徴や特質等を認め合い、思いやりの心をもち行動するまちの実現のため、学校や地域において、学習活動や啓発活動の推進を図ります。

事業例

- ・職員研修・教員研修の実施、普及啓発パンフレット・冊子配布
- ・ユニバーサルデザインに配慮した広報紙面やホームページ等の作成

② 相談・支援体制の充実

日常生活の中で抱えている悩みや問題について相談しやすい環境を作るほか、社会参画のために必要な支援に取り組みます。

事業例

- ・高齢者相談、障害者相談、女性相談、外国人相談、消費生活相談等の実施
- ・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利侵害の予防・対応

2 誰もが学べるまちづくり

基本目標

誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します

人は、その時々のライフステージに応じて、様々な節目を迎えます。人生においては学びによって自分を高め続け、さらには、その学びを身近な人たちや地域の人々に広めていくことで、学びの循環を創り、地域とともに豊かで持続的な幸せを実現していくことが大切です。

市では、地域の歴史や文化、自然環境などの特性や強みを生かしながら、年齢や環境を問わず、学びを通じて、ふるさとへの誇りと愛着を実感し、自信を持って将来につないでいくことのできる活力あるまちづくりを進めています。

学校教育においては、ハード・ソフト面から学校教育環境の整備を進めており、ハード面では、学校施設整備計画に基づく施設・設備の計画的な整備を行うことにより、学校の安全性向上と防犯対策、教育環境の質的な向上に努めてきました。ソフト面では、特別な支援を要する児童生徒にきめ細かく対応するための取組や誰もがわかりやすい授業づくりなど、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{*}の充実を図っているほか、家庭環境に寄らずだれでも教育が受けられるよう様々な支援を行っています。

また、社会教育においては、市民が将来にわたり学び続けることができるよう、様々な分野の学習機会やスポーツ活動の場を提供するとともに、公民館事業を通じて家族の触れ合いやコミュニケーションの大切さを伝えるなど、家庭教育の支援にも取り組んできました。

時代の変化や市民のニーズを踏まえながら、多様な学びの機会やスポーツ活動の場を提供することを通じて個々の趣味や教養が深まり、さらにはその成果が発揮されていくことで地域や社会の発展に還元される姿を形づくっていくことが大切です。

ここでは、「誰もが学べるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

※インクルーシブ教育システム

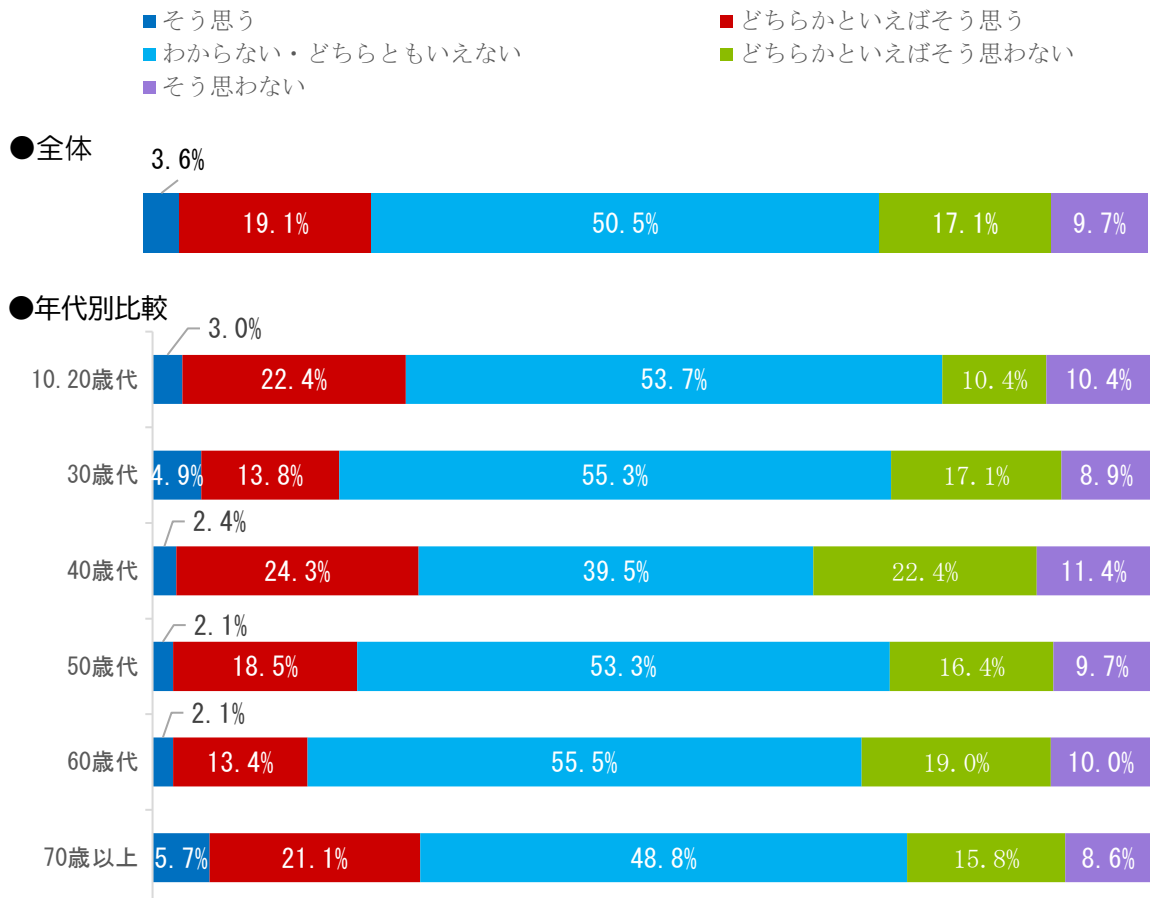
障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で学ぶ仕組みづくり

1 現状

○ 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、高齢者、障害者等が学べる環境が整っていると思いますかとの問いに対して、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて22.7%で、前回に比べ9.4ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も36.6ポイント減少しました。年代別で見ると、大きな差はみられない結果となっています。どうしたらよくなるかとの問いには、「どのような学びの環境があるかわからないため周知を強化すべき」といった、情報発信に関する意見が多かったほか、「高齢者や障害のある人などが学びやすい施設、設備の整備や社会の理解が必要である」という、ハード面、ソフト面両方からの意見が寄せられました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

あなたは、高齢者、障害のある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っていると思いますか。



2 課題

- 学校教育において、全ての子どもたちが充実した学校生活を送り、自らの能力を向上するためには、一人ひとりの子どもの個性や能力を把握し、ニーズに応じた学習支援や介助などの特別な支援や環境整備により安心して学べる場の提供、また、低所得世帯の支援など複雑化する家庭環境への配慮も必要となります。
- 社会教育においては、ライフサイクルの変化や多様化するニーズを捉え、学びを通じた社会参画の機会の提供が求められています。また、誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、参加できる機会の充実と環境の整備も課題となっています。合わせて、それらの情報が市民に届くよう情報発信の充実が求められています。

3 施策の方向

- (1) 児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。

(福祉課、学校教育課、社会教育課、図書館、スポーツ推進課)

① 自立・共生を目指す学校教育環境の充実

支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな教育を行うほか、安心して教育を受けるための環境を整えます。

事業例

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の就学相談
- ・ 教育補助員、介護員などの配置による特別な支援を必要とする児童生徒の学習や学校生活の支援
- ・ 幼稚園児の入園料・保育料の補助
- ・ 奨学金の貸付

② 市民の多様な学習・スポーツ機会の充実

生涯を通じて学んだりスポーツに参加したりできる機会や環境の充実を図り、誰もが個々の力を発揮し、生きがいのある暮らしを推進します。

事業例

- ・ 地区公民館での各年齢期における事業の開催
- ・ 図書館における録音図書等、読書が困難な方へのサービスの提供
- ・ スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等との連携や各種スポーツ団体への支援によるスポーツ教室の実施

3 誰もが働けるまちづくり

基本目標

誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、社会に参画する一方で、家庭や地域、個人の時間を大切にし、健康で豊かな生活を送れるよう、社会全体で実現していかなければなりません。国では長時間労働の是正や同一賃金同一労働の実現、高齢者・障害者等の活躍など、生産性の向上等により、誰もが多様な働き方を選択できる社会の実現を目指すとしています。

市では、関係機関や企業と連携し、就労や社会参画を支援するための各種セミナーや合同説明会を開催したほか、職業訓練や技術・技能の向上など、人材育成に取り組んできました。

人々の生き方が多様化している昨今、事業者、関係機関、行政が連携を図りながら、雇用機会の拡大、雇用環境の改善、雇用の創出等に取り組む一方、仕事と生活の調和を保ちながら、就労を希望する誰もが安心して、生きがいを持って働き続けられる労働環境が整っていることが大切です。

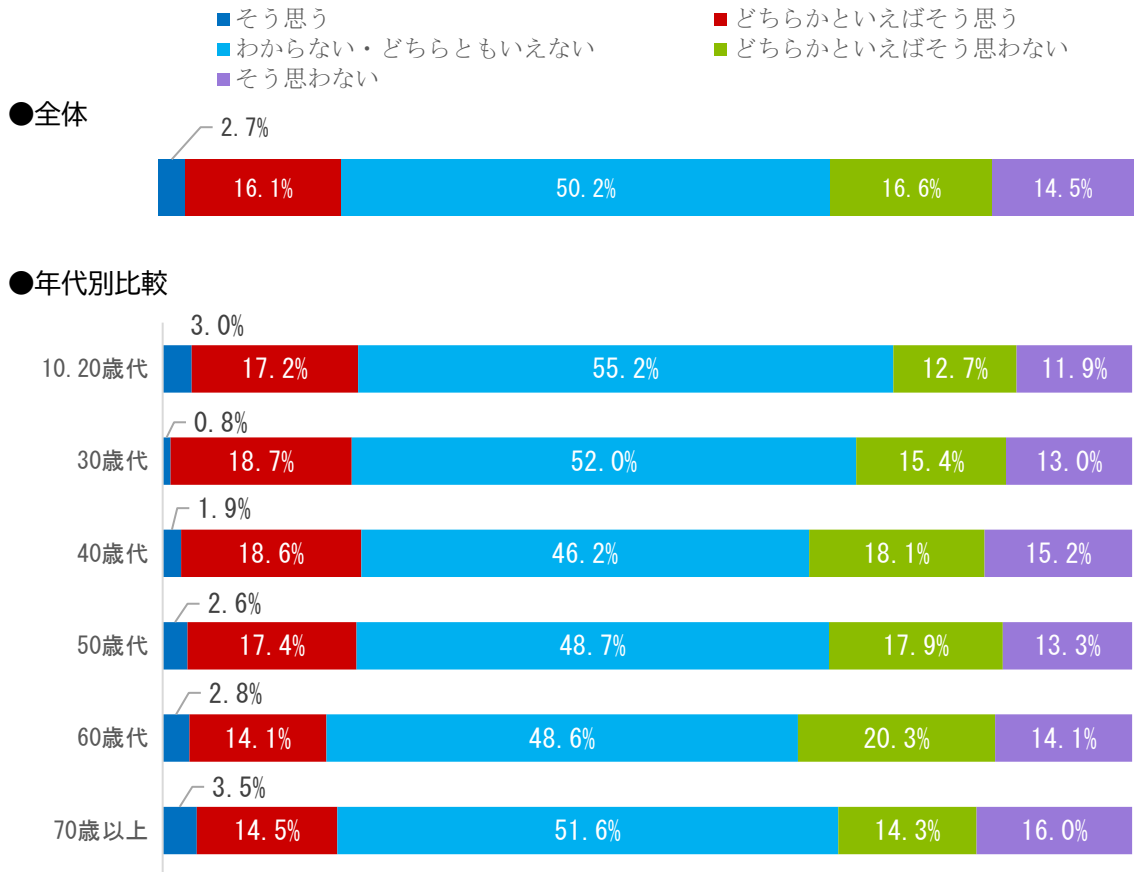
ここでは、「誰もが働けるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します」とし、施策の方向を定めます。

1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますかとの問いに対して、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて18.8%で、前回に比べ3.6ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も43.8ポイント減少しました。年代別では、大きな差はみられない結果となりました。また、どうしたらよくなるかとの問いには、就労先の確保や職場の仕組みづくりといった雇用機会の確保の意見や職場環境の整備が必要であるといった、ハード面、ソフト面両方からの意見がありました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

あなたは、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますか。



2 課題

- 社会構造や産業構造の変化に伴い、雇用情勢も変動します。市民生活の基盤である雇用の安定を図るためには、関係機関が連携し、求人と求職のミスマッチの改善など現況に即した雇用対策に取り組む必要があります。
- 高齢者、障害のある人等を始め誰もが個々の能力を生かし、自分らしく生きがいをもって働けるよう、雇用機会の拡大、新たな雇用分野の開拓に努め、さらには仕事と家庭との調和への配慮も必要です。
- 働く意欲のある人の職場定着を促進するためにも、事業者等の理解と意識啓発を推進し、職場環境の改善につながるよう働きかけることも必要です。
- また、職業訓練等を通じた職業能力の習得や向上、人材の育成支援など、就労につながる施策を推進していく必要があります。

3 施策の方向

(1) 誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。

(共生まちづくり課、福祉課、こども課、産業政策課)

① 雇用機会の創出

雇用環境の向上のため、事業者等への意識啓発や雇用促進を推進するほか、新たな雇用分野の開拓に努めます。

事業例

- ・ 関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催
- ・ 障害のある人の雇用機会創出のための分野開拓
- ・ 女性の活躍推進、男女の均等な待遇の確保など雇用環境改善の推進

② 職業能力や人材の育成

就労及び職場定着を促進するため、関係機関、企業等との連携を強化し、技術・技能の向上、人材の育成に取り組みます。

事業例

- ・ 障害のある人やひとり親家庭への資格取得費用の助成
- ・ 母子自立支援員による就労支援
- ・ 女性の再就職の支援

4 誰もが健康に暮らせるまちづくり

基本目標

誰もが生涯を通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します

医療の進歩とともに平均寿命が延びていく傾向にある中で、合わせて健康寿命^{※1}も延びていかないと、日常生活において制限のある期間が広がることになり、本人の生活の質が低下するだけでなく、介護をする家族の負担が大きくなることにもつながります。

市では、市民が心と体のすこやかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるよう、生涯を通じた健康維持を図るため、疾病の発症と重症化の予防、疾病の早期発見・早期治療のため、各種予防接種や健康診査等を推進しています。

また、居住地域にかかわらず、市民が安定的に医療サービスを受けられるよう、市内の病院と診療所等との地域医療連携体制を構築したほか、安心して医療が受けられるような様々な制度を設け、支援しています。

高齢者への支援については、介護予防^{※2}や生きがいづくりを推進する一方、介護が必要になった人に対しては、一人ひとりの状態に応じ、適切なサービスを提供する環境整備に取り組んでいます。障害のある人については、障害の状態に応じた様々なサービスや社会参画を進めるための支援を行っています。また、子育ての不安感や孤立感を解消するため、子育て支援情報の提供、子育て相談等を行い、保護者同士の交流の場やネットワークづくりに努めています。

ここでは、「誰もが健康に暮らせるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが生涯を通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

※1 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと（厚生労働省）

※2 介護予防

介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、また要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと

1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、福祉に関するサービスが整っていると思いますかとの問いに、「思う」、「どちらかといえばそう思う」と